

当社は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4項の規定に基づき、次の通り公表します。

移動等円滑化取組計画書

令和2年6月30日

新潟県長岡市千秋2丁目2788番地1
越後交通株式会社
代表取締役 田中 直紀

I 現状の課題及び中期的な対応方針

<p>(1) 旅客施設及び車両の整備に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 当社が保有する乗合バス車両においては2019年度末時点のノンステップバス導入率は49.2%にとどまっている（適用除外車両を除く）こうした現状を踏まえ、車両の更新と併せてノンステップバスの導入を推進し、2022年までに57%の導入を目指す。 <p>(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者向けのバス乗り方教室の開催
--

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計画内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	・ノンステップバスを19台導入する。(2020～2022年度)

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	計画内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバスの運行便の時刻表への表示	・高齢者、障害者が利用しやすいようにノンステップバスの運行であることを時刻表にて掲示する。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対策	計画内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
行先表示器における情報提供の拡充	・今後導入する新車について行先表示機を橙色から白色のLED表示機に変更し、視認性の向上を図る。

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対策	計画内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の技術向上	・新任乗務員を対象とした、高齢者、障害者の方の乗降支援に関する技術の講習を教育の中で取り入れる。

III 移動等円滑化の促進のためIIと併せて講ずべき措置

・ウェブサイトや電話で寄せられる利用者の意見を社内で共有するとともに、取組の改善に活用する。
--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変更内容	理由
ノンステップバス	・なし	

V その他計画に関連する事項

当社の車両導入計画に位置づけられている。
